

●年間指定管理料上限金額算出根拠

期間：令和7年4月～令和12年3月

1 収入見込の部

科目	収入の内訳 (円)	説明
【施設使用料】		
おがの若者センター		
おがのみどりの交流館		
計		
改め		千円未満切り捨て

2 支出見込の部

科目	支出の内訳 (円)	説明
【需用費】		
①消耗品費		施設消耗品
②燃料費		ガス料金
③修繕費		大規模修繕が必要な場合は、町と協議
【役務費】		
通信運搬費		
④電話料1回線		12箇月分
⑤プロバイダ使用料		12箇月分
⑥フレッツ光		12箇月分
【保険料】	0	
火災保険	0	火災保険料については町が負担
【委託料】		
⑦若者センター施設維持管理 (人件費)		8h×開館日数359日 開館日数積算根拠 365日間-年末年始6日間
⑧みどりの交流館施設維持管理 (人件費)		8h×140日間 開館日数積算根拠 土/日/祝日117日-年末年始重複分2日+7月平日開館日数5日+ 8月平日開館日数20日(7月25日～8月31日の平日)
⑨除草業務		
【負担金】		◆共同施設管理負担金内訳
⑩共同施設管理費負担金		・電気料・水道料 ・役務費(水道、浄化槽検査料) ・委託料(水道、浄化槽、電気設備、消防設備の点管理委託)
計		
改め		千円未満切り捨て

3 指定管理料

指定管理料	5,864,000	・支出-収入
-------	-----------	--------